

令和6年度介護職員等処遇改善加算にかかる職場環境等要件について

令和6年度6月の介護報酬改定において今までの制度が一本化され、介護職員等処遇改善加算が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、職場環境等の要件について実施している取組項目を掲載いたします。

(令和6年度の経過措置により実施し、すべての介護職員に周知いたします。)

【算定する処遇加算等の区分】 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

【職場環境等要件の取組】

①入職促進に向けた取組

- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

③両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員の制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有休休暇が取得しやすい環境の整備

④腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

⑤生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

⑥やりがい・働きがいの醸成

- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

以上のとおり、職場環境の改善に向けて取り組んでまいります。